

社会教育研究会等の登録に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、次条に規定する社会教育研究会及びボランティアグループを対象に、教育委員会に登録することでその育成、支援をはかり、もって本市の社会教育の振興に資することを目的とする。

（対象団体）

第2条 教育委員会に登録できる団体は、教育文化会館及び市民館（以下「市民館等」という。）の施設を利用して定期的かつ継続的に学習活動を行う団体で、次のいずれかに該当するものとする。

（1）教育委員会又は指定管理者主催の学級・講座等を修了した者を中心として結成した自主的な団体及び地域で自主的に活動する学習グループ（以下「社会教育研究会」という。）で、次のすべての要件を満たすもの。

ア 社会教育活動を通じて知識・技能等を身につけることにより教養を向上し、地域の生涯学習を推進することを目的として、民主的、自主的に運営を行っていること。

イ 構成員の数が10名以上であり、川崎市内に居住し、通勤し、又は通学する者が過半数を占めること。

ウ 活動内容が団体の学習を継続し、さらに発展させるものであること。

エ 特定の宗教や政治団体等を支援する活動を行っていないこと。

オ 営利を目的とした事業を行っていないこと。

カ 市の機関、指定出資法人、及び国、独立行政法人、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から補助金や施設使用料の減免措置を受けていないこと。

キ 団体結成の日から1年を経過していないこと。

(2) 教育委員会又は指定管理者主催の学級・講座等を修了した者を中心として結成した民主的、自主的なボランティア活動グループ（以下「ボランティアグループ」という。）で、次のすべての要件を満たすもの。

ア 社会教育事業に参加して得た知識、技能を地域社会に生かすことをめざしボランティアな活動を進める、ボランティアグループで自発性、公共性、無償性、指導性の基本的要素を具備しているものであること。

イ 構成員の数が10名以上であり、教育委員会主催の学級・講座等を修了した者が過半数を占めること。

ウ 知識、技能をさらに発展させ、実践活動に役立つ学習活動を行うものであること。

エ 市内でボランティアとしての活動を年間を通じて行っていること。

オ 活動内容が、教育委員会の社会教育事業と連携、協力できるものであること。

カ 特定の宗教や政治団体等を支援する活動を行っていないこと。

キ 営利を目的とした事業を行っていないこと。

（登録の申請）

第3条 前条各号のいずれかに該当し、登録を受けようとする団体は、社会教育研究会にあっては様式1 A、2 A及び3、ボランティアグループにあっては様式1 B、2 B及び3の登録申請書に必要書類を添えて、主として利用する市民館等に申請しなければならない。

（登録の承認、取消し等）

第4条 教育委員会は、前条の規定により提出された書類を審査し、適当と認めるときは、登録利用団体として登録を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の審査をしたときは、その結果を速やかに当該申請に係る団体へ通知しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の登録をしたときは、その団体名を各区の区長に通知するものとする。

4 教育委員会は、登録利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の各号で定める登録要件のいずれかを欠いた場合

(2) 登録利用団体から登録の抹消の申し出があった場合

(3) 川崎市教育文化会館条例（昭和42年川崎市条例第29号）及び川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）並びに川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）及び川崎市市民館条例施行規則（昭和47年川崎市条例第29号）の規定に反した場合

(4) その他、登録利用団体としてふさわしくないと教育委員会が判断した場合

5 教育委員会は、必要があると認めるときは、利用団体に対しその活動について聞き取りを行い、必要な書類の提出を求めることができる。

（登録の変更、抹消手続）

第5条 登録利用団体は、代表者に変更があった場合は、速やかに様式6による変更届を提出するものとする。

2 登録利用団体は、教育委員会に登録の抹消を申請することができる。その場合、その旨を記載した申請書を提出しなければならない。

（期間）

第6条 登録の期間は、登録の承認を受けた日からその日の属する年度の3月31日までとする。

2 登録利用団体は、翌年度も引き続き登録を希望する場合は、社会教育研究会にあっては様式4A及び5、ボランティアグループにあっては様式4B及び5の活動報告書を添えて第3条に規定する申請を現年度内に行わなければ

ならない。ただし、社会教育研究会に係る登録の期間は、登録承認を受けた年度を含め、連続で最大3年とする。

(連絡会等)

第7条 登録利用団体は、主として利用する市民館等において行われる、団体相互の連携及び交流の促進に関する事業に参画するものとする。

(その他)

第8条 川崎市教育文化会館使用に関する減免措置取扱要綱第2条第4号又は第3条第5号及び川崎市市民館利用に関する減免措置取扱要綱第2条第4号又は第3条第5号に基づき減免を受けようとする社会教育研究会又はボランティアグループは、この要綱により教育委員会に登録することをその要件とする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育次長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年3月14日から施行する。

(要領の廃止)

2 社会教育関係研究会等の減免に関する要領（昭和51年4月1日制定）及び社会教育関係ボランティアグループの減免に関する要領（昭和62年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に前項の規定による廃止前の社会教育関係研究会等の減免に関する要領第5項の規定によりされ、又は社会教育関係ボランティアグループの減免に関する要領第5項の規定によりされた、この要綱の施行の日から翌年の3月31日までを登録期間とする登録申請は、第3条（第6条第2項の規定による申請を含む。）の規定による申請とみなす。

附 則（平成 3 1 年 4 月 2 6 日。 3 1 川教生第 3 2 7 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 0 日。 3 川教生第 1 8 6 2 号）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。